

Asia
Pacific
Bangkok
Beijing
Hanoi
Ho Chi Minh City
Hong Kong
Jakarta
Kuala Lumpur
Manila
Melbourne
Shanghai
Singapore
Sydney
Taipei
Tokyo

Europe &
Middle East
Aimaty
Amsterdam
Antwerp
Bahrain
Baku
Barcelona
Berlin
Brussels
Budapest
Cairo
Dusseldorf
Frankfurt / Main
Geneva
Kyiv
London
Madrid
Milan
Moscow
Munich
Paris
Prague
Riyadh
Rome
St. Petersburg
Stockholm
Vienna
Warsaw
Zurich

North & South
America
Bogota
Brasilia
Buenos Aires
Calgary
Cancun
Caracas
Chicago
Chihuahua
Dallas
Guadalajara
Houston
Juarez
Mexico City
Miami
Monterrey
New York
Palo Alto
Porto Alegre
Rio de Janeiro
San Diego
San Francisco
Santiago
Sao Paulo
Tijuana
Toronto
Valencia
Washington, DC

2008年9月30日

「米下院の本会議で否決された金融安定化法案の概略」

日本語サマリー

本レポートは29日の米下院の本会議で否決された金融安定化法案の概略を報告するものである。同法案は公的資金による総額7000億ドルの不良資産買取プログラムを規定するものであり、その中心はプログラムに参加する「金融機関」と買取の対象となる「不良資産」の定義となっていた。「金融機関」の定義は、米国及び一定の関連地域で設立されたあらゆる金融機関とされ、商業銀行、投資銀行、証券会社、保険会社、貯蓄組合や信用組合のほか、各種ファンドや外国銀行の米国子会社も含みうる非常に広範なものとなっている。また「不良債権」は、2008年3月14日以前に創設又は発行された住宅又は商業用不動産担保貸付に関連する証券化商品等に加えて、財務長官が連邦準備制度理事会と協議の上、買取を決定した金融商品とされている。なお「金融機関」及び「不良資産」のより詳細な基準について、本プログラムに関するガイドラインが米国財務省より発出されることが予定されていた。

「不良資産」の買取方法としては、オークションのようなマーケットメカニズムを通じた買取のほか、財務省がその他の方法により決定する合理的な価格による直接の買取が規定されていた。具体的な買取手続きは上記のガイドラインに含まれる予定であった。

同法案では、買取が行われた場合、米国財務省は上場している「金融機関」については議決権のない普通株式株式又は優先株式等のワラントを、非上場の「金融機関」については一定の債権を取得できることとなっていた。またいわゆるゴールデンパラシュートなどの「金融機関」の経営者の報酬を制限したり、「金融機関」の内部統制の基準を決定する等の権限が米国財務省に付与されることとなっていた。さらに同法案には、米国財務省による、「不良資産」を保証するための保険プログラムの設置や、「不良資産」の買取金額等一定の情報の公表も規定されていた。

[全文：英語版 PDFはこちらをクリックして下さい。](#)